

○かすみがうら市ホームページバナー広告掲載取扱要項

平成26年7月30日

告示第60号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載するバナー広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、かすみがうら市広告掲載要綱（平成19年かすみがうら市訓令第44号。以下「掲載要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広告の内容、広告のデザイン及びリンク先のホームページの内容の掲載基準は、掲載要綱第4条の規定を準用する。

(広告掲載の位置等)

第3条 広告掲載の位置は、市長が指定する。

2 広告の大きさは、縦50ピクセル、横150ピクセルとする。

3 広告のデータ形式は、GIF又はJPEGとする。ただし、アニメーション形式を除く。

4 広告のデータ容量は、30キロバイト以下とする。

5 広告の1ページ当たりの枠数は、6枠以内とする。

6 市長は、第2項から前項までの規定にかかわらず、市ホームページの運営上必要があると認めるときは、広告の大きさ、データ形式、データ容量及び枠数を変更することができる。

(広告掲載の方法)

第4条 広告掲載の順位は、受付順とする。

2 広告掲載の期間は、1箇月を単位とする。ただし、連続して掲載する場合は、12箇月を超えることができない。

(広告掲載の割付)

第5条 掲載する広告の割付については、市長が決定する。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1箇月につき、1枠6,000円とする。

(広告掲載の資格)

第7条 広告を掲載することができるものは、市税等の滞納がない者であり、かつ、市内又は近隣市町村に住所又は事業所若しくは店舗等を有するもの(市内に出店を予定するものを含む。)とする。

(広告掲載の申込み及び決定等)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は掲載希望月の初日の30日前までに、かすみがうら市ホームページバナー広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに掲載要綱第5条に規定する広告審査委員会に付議して掲載の可否を決定し、かすみがうら市ホームページバナー広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定通知を受けた者(以下「広告掲載者」という。)は、市長の指定する期日(以下「指定期日」という。)までに広告掲載料を一括納入しなければならない。

(広告掲載内容等の変更)

第10条 広告掲載者は、掲載する広告の内容又はリンク先アドレスを変更しようとするときは、その変更しようとする日の20日前までにかすみがうら市ホームページバナー広告掲載内容等変更申請書(様式第3号)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

(広告掲載期間の延長)

第11条 広告掲載期間内に、本市が広告を掲載できなかつたときは、掲載で

きなかった日数に応じて、掲載期間を延長するものとする。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告掲載者の責めによらない理由により広告の掲載ができなかったときは、掲載を取り消した月以降の納付済月額を総額を還付するものとする。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載者の責任)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告掲載者が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消し、かすみがうら市ホームページバナー広告掲載取消決定通知書(様式第4号)により広告掲載者へ通知するものとする。

(1) 広告掲載者が指定期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) 広告掲載内容に虚偽があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が掲載上支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告掲載者は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告掲載者はかすみがうら市ホームページバナー広告掲載取り下げ申出書(様式第5号)により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は還付しない。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

かすみがうら市ホームページバナー広告掲載申込書

年 月 日

かすみがうら市長

郵便番号

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号



かすみがうら市ホームページに次のとおり広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

掲載希望期間	年 月から 年 月まで( 箇月)	
掲載希望枠数		
リンク先URL		
広告の内容 ※バナーの内容案を記入してください。		
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	電子メールアドレス	
その他	(1) かすみがうら市広告掲載要綱の内容を遵守します。 (2) 市税等納付状況調査を行うことに同意します。	

様式第2号(第8条関係)

かすみがうら市ホームページバナー広告掲載決定通知書

年 月 日

様

かすみがうら市長



年 月 日付で申し込みのありました広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します。
	<input type="checkbox"/> 掲載しないこととなりました。 【理由】
掲載期間	年 月から 年 月まで( 箇月)
掲載枠数	枠
広告掲載料	円( 円× 箇月)
その他	

問い合わせ先

かすみがうら市

課(担当: )

電話

電子メールアドレス

様式第3号(第10条関係)

かすみがうら市ホームページバナー広告掲載内容等変更申請書

年 月 日

かすみがうら市長

住 所

団 体 名

代表者名



かすみがうら市ホームページバナー広告の掲載内容等を変更したいので次のとおり申請します。

変更日	年 月分から変更	
広告の内容 (デザイン等)		
リンク先アドレスの変更	変更前アドレス	
	変更後アドレス	
変更理由		

様式第4号(第14条関係)

かすみがうら市ホームページバナー広告掲載取消決定通知書

年 月 日

様

かすみがうら市長



かすみがうら市ホームページバナー広告の掲載について、次のとおり取消決定したので通知します。

取消区分	<input type="checkbox"/> 掲載料が未納 <input type="checkbox"/> 広告内容が虚偽 <input type="checkbox"/> その他
	【理由】
取消年月日	年 月 日
掲載料	<input type="checkbox"/> 返還なし <input type="checkbox"/> 返還あり 円

問い合わせ先

かすみがうら市

課(担当: )

電話

電子メールアドレス



様式第5号(第15条関係)

かすみがうら市ホームページバナー広告掲載取り下げ申出書

年 月 日

かすみがうら市長

住 所  
団 体 名  
代表者名



かすみがうら市ホームページバナー広告の掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。

取り下げ年月日	年 月 日
理由	

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第10条関係)

様式第4号 (第14条関係)

様式第5号 (第15条関係)